様式第４号（第７条関係）

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

上市町長

上市町移住支援金交付決定通知について

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった上市町移住支援金については、上市町移住支援金交付要綱第７条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

１　支援金の額　　金　　　　　　　　　　円

　※１　振込予定日　　　　年　　　月　　　日

　※２　移住支援金は、ご登録いただいた以下の口座に振り込みます。

　　　　振込先金融機関名：

　　　　振込先口座番号（下３桁）

　　　　振込先名義（カナ）

２　交付の条件

　町は、上市町移住支援金交付要綱第９条の規定に基づき、以下の場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

　(1)　虚偽の申請により交付を受けたことが判明した場合：全額

　(2)　申請日から３年未満の間に富山県外に転出した場合：全額

　(3)　申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

　(4)　県実施要領に基づく支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

　(5)　申請日から３年以上５年未満の間に富山県外に転出した場合：半額

（備考）

１　町は、申請内容が適切に実施されているかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請内容に関する事後の報告及び立ち入り調査を求めることがあります。この求めに応じない場合は、交付決定を取り消す場合があります。

２　この通知書は【フラット３５】地方移住支援型の金利引き下げの適用を受ける際の必要な書類であり、紛失した場合は金利引き下げの適用を受けられない場合があります。

　　移住支援金の返還を請求された場合は【フラット３５】地方移住支援型の金利引き下げの適用を受けられない場合があります。

　　移住支援金を受領した方に対する【フラット３５】地方移住支援型の金利引き下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申し込みが必要となります。

３　この通知書は株式会社日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　　移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（上市町使用欄） |  |